

IV ダイオキシン類に係る事業者自主測定

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項及び第 2 項に基づき、浜松市内にある廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者は、施設等から排出される排出ガス、排出水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類を毎年 1 回以上測定し、法第 28 条第 3 項に基づき、その結果を市長に報告することが義務付けられている。

さらに、市長は法第 28 条第 4 項により、その結果を公表することとされている。
令和元年度のダイオキシン類の測定結果の概要は、次のとおりである。

1 排出ガスの測定結果

事業者からの測定結果の報告状況は、表 3-4-1 のとおりである。令和元年度末現在で、市内には大気関係の特定施設は 39 施設あり、そのうち稼働中の施設は 26 施設で、休止中の施設は 13 施設である。稼働中の 26 施設のうち、25 の施設について測定結果の報告があった。

排出基準の適合状況は表 3-4-2 のとおりであり、報告のあった全ての施設のうち、全ての施設について基準値以下であった。

表 3-4-1 測定結果の報告状況

稼働中施設数			休止中施設数 (建設中施設を含む)	合計
報告済み施設数	未報告施設数	稼働 1 年未満施設数		
25	1	0	13	39

表 3-4-2 排出基準の適合状況

基準値以下の施設数	基準値超過の施設数	合計	排出基準
25	0	25	0.1 ~ 10 ng-TEQ/m ³ N

※排出基準は特定施設の種類等による。

2 排出水の測定結果

事業者からの測定結果の報告状況は、表 3-4-3 のとおりである。令和元年度末現在で、市内には水質関係の特定事業場は 6 事業場あり、そのうち 3 事業場が特定施設から汚水を公共用水域に排出している。公共用水域に排出している全ての事業場から測定結果の報告があった。

排出基準の適合状況は表 3-4-4 のとおりであり、全ての事業場において排出基準に適合していた。

表 3-4-3 測定結果の報告状況

事業場数 (稼働中施設あり)			事業場数 (稼働中施設なし)	合計
報告済み事業場数	未報告事業場数	公共用水域への排出水が無い事業場数		
3	0	2	1	6

表 3-4-4 排出基準の適合状況

基準値以下の事業場数	基準値超過の事業場数	合計	排出基準
3	0	3	10 pg-TEQ/L

3 ばいじん及び燃え殻の測定結果

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻を埋め立て処分する場合には、ばいじん、燃え殻に含まれるダイオキシン類の濃度を 3 ng-TEQ/g 以下としなければならないこととなっている。ばいじん及び燃え殻の測定結果の報告施設数及び基準適合状況は、表 3-4-5 のとおりである。ばいじん 16 施設、燃え殻 21 施設について、事業者から測定結果の報告があり、全ての施設において処理基準に適合していた。

表 3-4-5 ばいじん及び燃え殻の測定結果の報告施設数及び基準適合状況

	測定結果報告施設数	基準値以下の施設数	基準値超過の施設数	合計	処理基準
ばいじん	16	16	0	16	3 ng-TEQ/g
燃え殻	21	21	0	21	